

(仮称) 小金井市新福祉会館建設に関する 庁内検討委員会 (第13回)	日時	平成30年1月31日 (水) 13:10~14:50	場所	第二庁舎 602会議室
出席者	委員長 (福祉保健部長)、副委員長 (福祉会館等担当課長) 委員: 企画政策課長、地域福祉課長、自立生活支援課長、健康課長、高齢福祉担当課長、子育て支援課長、建築営繕課長、公民館長			
欠席者	子ども家庭部長、コミュニティ文化課長、介護福祉課長、子ども家庭支援センター等担当課長			
事務局	地域福祉課福祉会館等担当			
議事	(仮称) 新福祉会館機能に係る議員間討議結果による市議会としての最大公約数の意見等及び会派意見の検証等について			
配布資料	(資料1) (仮称) 新福祉会館建設基本計画策定に係る行政の検討状況について			
結果要旨	<p>(会議に先立ち、委員長が挨拶を行った)</p> <p>【1 連絡・報告事項】 (以下の事項について、事務局から報告を行った)</p> <p>○ 第7回市民検討委員会開催報告</p> <p><質疑> ○ 特になし</p> <p style="text-align: center;">(本件については、以上で終了)</p> <p>【2 議事 (仮称) 小金井市新福祉会館機能にかかる市議会及び会派意見、決議に対する検討について】</p> <p><質疑> (資料の記載文言等についての調整)</p> <p>○ 配布資料1の項目5、福祉共同作業所の記載内容に前回の庁内検討委員会から大きな変更があるので、関連の別紙3も含め、担当から状況説明をお願いしたい。</p> <p>○ 1月29日午後には市長と福祉共同作業所に出向き、保護者の方2名と意見交換をした。担当の自立生活支援課との在り方検討会議で意見交換等を行ってきたが、保護者の総意として福祉会館に戻りたいという話を受けた。保護者の声は、もちろん重要であるが、加えて障がい者施策の更なる向上となるよう、福祉共同作業所を新福祉会館に導入することについて検討を進めるという市長判断があった。急遽、福祉共同作業所を導入することとして資料を作成し、本日提出したところである。今までの市議会での答弁や説明では、福祉共同作業所は新福祉会館に入らないと、その理由としては共同作業所としての作業の性質上、市の中心部に設置する必要や庁舎と近接している必要性もなく、他の同様の民間作業所もあり、特に庁舎建設予定地へ建設される新福祉会館へ福祉共同作業所を入れる必要がないとのことから説明を行ってきた。しかし、保護者の意見でもあったが、昔から福祉会館の中に福祉共同作業所は設置されており、古くから市民と過ごしてきた実績があり、障がいの理解啓発に福祉共同作業所は寄与してきたという経緯があることから、地域共生社会を実現するための拠点として、より一層連携を強化するために、これまでと同じではない共同作業所の在り方を検討しながら、新福祉会館への導入をしたいと考えている。</p> <p>○ 5つの項目については、真摯に回答する責任があると考えている。</p> <p>○ 導入するにあたって、行政として責任を持って導入する明確な説明が必要となるが、議員間討議や利用者からの御意見だけをもって判断したような説明にならないようにしなければならない。</p> <p>○ 今まで導入しないとしていたが、これまでの説明と齟齬はないのか。</p> <p>○ 福祉共同作業所の想定面積の中で、多目的トイレなどは共用部分の使用とはならないのか。</p> <p>→ 生活介護や就労継続支援Bといった施設のトイレは、専用が望ましいということになっていて、他の一般の方との共用はなるべく避けたほうがよいという東京都の見解があるので、現時点では専用のトイレを設置することとしている。</p>			

- 別紙3の項目5について、公共施設マネジメントの視点とあるが、これは企画政策課と調整のうえ記載しているのか。
- 現段階での調整はしていない。
- 調整したうえでの記載が最低限必要となるので、よろしくお願ひしたい。
- 今の項目5について、必ずしも市が福祉共同作業所の専用施設の建設をする必要はないので、この表現は適当ではないと思う。また想定面積のうち、多目的室とあるが、これは設置基準に含まれているものか。
- 必須なものとして設置基準内に入っている。
- これはどういった用途か。
- 利用者が食事や談話をしたりするスペースである。
- 想定面積は、現在のJR高架下の作業所と同じ面積か。
- 同じである。
- その面積は必ず必要なのか。多目的室の広さに関する基準は設けられているのか。
- 一人当たり何平方メートル必要かという基準はない。
- 福祉共同作業所自体を施設のどこに設置するかということが、非常に重要なポイントになるのではないかという議論にもなると思う。
- 最終的には基本設計での検討になると思うが、一定の想定規模を出しておかないと、次の基本設計に繋がっていかないので、総面積は例えば駐車場の台数などにも影響することなので、一定の想定面積は必要である。
- 想定面積としては、全体像からどれくらい増えるのかということや財源の問題もあるし、福祉共同作業所の部分については、現時点で想定している面積はこれ位だが、その中で可能性としてはどの程度圧縮が可能なのかとか、検討することは必要であると思う。先ほど話があったが、検討状況として市議会へ報告する内容なので、福祉総合相談窓口も最大公約数意見の他に決議が出されていることもあり、あまりにも簡易な説明とならないような別紙資料などは必要であろうと思う。
- これからも福祉共同作業所のあり方を検討していく中で、利用者のうち5人が就労支援B型で、定員の20人まであと5人を就労支援B型で入所させることについてどうしていくかということと、現在の5人は将来的に65歳となった際には、福祉共同作業所から退所しなければならなくなる。そのあたりの状況は、保護者に説明できていて、理解をもらっているか疑問である。保護者は永続的に居続けられる施設を望んでいるのであって、現時点ではそういう状況にないから、新福祉会館に入れることになったとされていて、新福祉会館への導入が望ましいという判断から導入することになったとは考えにくい。その施設にずっと居続けられる安心感を与えるために新福祉会館に導入するということとは違うと思うので表現については変更する必要があると考える。
- 他に移転することなく通所できる施設があればそれで良いということであるならば、導入の効果ということにはならないと思う。今の状況を述べているだけであり、新福祉会館へ導入する効果とは言えないと思うがどう思うか。また他の民間作業所から優遇していて不公平などの意見が出る可能性はないのか。
- 直接そういう意見は耳にしたことはないし、福祉共同作業所は歴史として古くから行っているものである。
- 現時点では新福祉会館に入ることを知らないから意見が出ていないだけなのではないか。

対象は違うが市が委託している通所施設から、我々も新福祉会館に入れてもらいたいとの要望が出てもおかしくはないと思うが、その可能性はないと考えてよいのか。

→ 前回の旧建設基本計画の時も福祉共同作業所を導入することとなっていたが、その時にも特段他の民間施設から要望の声はなかったと聞いている。

○ きちんと整理しなければいけない問題である。利用者や関係者の御意見は重要な判断材料だが、他の導入しなかった機能があるのだから新福祉会館に入れるべきということが将来を見据えた判断であることとして説明できるよう願う。

→ 今指摘のあった部分も踏まえて、しっかりと精査していく。

○ 福祉共同作業所を新福祉会館に導入したからといって、障がい者施策の柱を立てましたという説明もできないと思うので、その他の理由による説明をしっかりとできるような体制を整えておく必要がある。

○ 資料3には障がい理解の推進として、触れ合っていただくことが障がい理解の促進に寄与するという記載があり、旧福祉会館では高齢者と福祉共同作業所利用者間で親密な関係性が構築されていて、今後は多様な市民との関係性の構築といった説明となっているが、具体的にどういう場面で触れ合う機会を持つとか、旧福祉会館においては作業所利用者が清掃作業を通じて会館利用者と親密な関係になっていたということはあったと思うが、こういった状況で、来館者や市民との交流などで密接な関係性を築くのか、現時点で想定しうる具体的な場面を説明できる必要がある。現時点で受けた意見を踏まえ精査して修正し、記載内容も他の機能との混同がないよう整理して準備してもらいたい。全体を通して他に何かあるか。

○ 公民館活動の場所は多目的室等の共有機能により一定の確保はしているということで、説明してきているが、これまでの基本理念としての学びの考え方は変わらないか確認したい。

○ これまで説明してきたとおり、学びの場として確保していく。

○ 福祉共同作業所を導入することで、補助金の対象となるのかどうかの確認はしているか。

→ 施設整備補助は公設の場合はない。

○ 市が行う事業を委託して事業者が行っているのですが、この事業は市がやっていたらいいかと力強く説明して欲しい。

○ 新福祉会館内に設置しなくても事業運営できると説明してきたにも関わらず、なぜこの時点で導入する考えに転換したのかの理由を整理するべきである。

○ 保健福祉総合計画との整合も考えたうえでふさわしい理由を説明できるようにしておくべきである。

○ 新福祉会館に導入することにより、新たな事業展開として何ができるかなどをもう少しキックアップした方がよい。

○ 館内にせよ館外にせよ、一部の清掃を福祉共同作業所が行う可能性はある。

○ 施設全体が指定管理となった場合は障がいのある人が館内の清掃を行うことを現時点で約束できるものではないし、指定管理者が清掃業者委託するので、市が決定することではなくなる。その中で、この部分だけは障がいのある人にやってもらうので除いて欲しいということは難しいのではないかと。

○ 指定管理者が清掃業務も行うので、どこに委託に出すのかは指定管理の自由であるため、約束することはできないが、市としては働きかけて安定的な工賃を確保するという程度は言えるのか。

→ 障がい者雇用の安定的な工賃を確保するための働きかけを行う程度になると思う。

- 現在の場所では、清掃による工賃が見込めないが、新福祉会館へ導入すれば、可能性としてはあるといえるのか。
- 仮に清掃の一部を福祉共同作業所利用者に任せることができたとしても、旧福祉会館での清掃レベルが新福祉会館でよしとされるかということは分からないし、障がいの重度化や高齢化が進む中で、逆に負担となってしまうのではないかと懸念もあり、心配ではある。
- 今の場所の清掃をしてもらうことで工賃を確保することはできないのか。
- 自分たちの活動場所を自分たちで清掃して工賃を得るというのは、障がい理解や障がいのある人の工賃確保面からは気持ちは分かるが、市民理解は得づらいであろう。
- 安定的な工賃が得られることが、障がいのある人の自立に繋がるなどというような理由も立てられればと思う。
- 新福祉会館において福祉共同作業所利用者が清掃業務を行えるかどうかは、来館者等との触れ合いなど交流の面も加味されてくるので、引き続き検討願いたい。
- 他の民間事業者から不平が出ないかどうかの部分は整理しておいた方がよいと思う。
- 旧福祉会館建設計画の時は、とにかく耐震上問題のある建物を閉め、できるだけ早く旧福祉会館に入っていた機能を早期に回復するという基本的な考え方があり、福祉共同作業所が入ることに対しての是非は問題とならなかったと思われる。元々旧福祉会館に入っていた機能を復活させ、プラスとして障がい者の相談機能を充実させるということがあったと思う。そのような経緯から、旧計画では何も要望がなかったから今回も出てこないとは限らない。新たな施設は全然違うコンセプトでもある。
- 福祉総合相談窓口を近接することでのメリットなどは考えられないか。例えば障がい者の就労相談がきた時に福祉共同作業所で体験できるといった利便性などはないか。
- 想定することはできるし、実際に可能であれば検討する余地はあると思う。
- 古くから旧福祉会館で来館者との交流により関係性を深めてきた実績があって、新福祉会館においても多世代との触れ合いの実績を作ることにより、地域共生社会の実現に繋がってくるのかとも思う。では、資料の修正については事務局一任ということにして、明日以降の協議に臨みたいと思う。

(本件については、以上で終了)

【3 その他】

<質疑>

- 特になし

(本件については、以上で終了)

－ 以上で委員会終了 －